

第14回白石・福富・有明3町合併協議会会議録

日 時 平成16年12月6日（月）

場 所 白石町総合センターホール

白石・福富・有明3町合併協議会

第14回白石・福富・有明3町合併協議会会議録

招集年月日	平成16年12月6日(月)						
招集場所	白石町総合センターホール						
開会日時及び宣告	平成16年12月6日午後3時				議長	喜多輝昭	
会議録署名委員	久原房義			堤熊雄			
出席委員並びに 欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 × 欠席	委員氏名		出欠等	委員氏名		出欠等	
	会長	喜多輝昭	○	委員	北村美佐子	○	
	副会長	栗山紀平	○	委員	副島正典	○	
	委員	山崎昭維	○	委員	堤熊雄	○	
	委員	片渕弘晃	○	委員	龍ヶ江淑子	○	
	委員	小野茂	○	委員	片渕一吉	×	
	委員	前田清次郎	○	委員	樋口和敏	○	
	委員	田中昭	○	委員	古賀キヨミ	○	
	委員	久原房義	○	委員	高尾茂	○	
	委員	満松清次郎	○	委員	黒岩春地	×	
委員	香月幸雄	○					
幹事会等	幹事長	大串和夫		住民部会長	古田正孝		
	副幹事長	鐘ヶ江武勇		福祉部会長	大串正敏		
	副幹事長	川崎啓義		産業経済部会長	片渕廣雪		
	総務部会長	山下正行		上下水道部会長	光武清人		
	総務副部会長	溝上光一		建設部会長	赤坂和俊		
	総務副部会長	本山静男		議会事務局部会長	松下博文		
	企画部会長	小笠原光義		農業委員会副部会長	家永健一郎		
	企画副部会長	原田嘉典		教育部会長	赤坂隆義		
	企画副部会長	小野勝康					
合併協議会 事務局	事務局長	上野達馬		調整班長	相浦勝美		
	事務局次長	鮎川慎吾		総務班	久原正好		
	総務班長	小池武敏		計画班	川崎常弘		
	計画班長	木須英喜		調整班	堤和彦		
会議次第	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

第14回白石・福富・有明3町合併協議会会議録索引

事件番号	会議録事件名	頁数
	開 会	1
	挨 拶	1
	会議録署名委員の指名	1
報告事項 第29号	新町の町長職務執行者について	1～3
調整結果報告 第18号	条例、規則等の取扱いについて	3～4
第19号	事務組織及び機構の取扱いについて	4～6
第20号	公共的団体等の取扱いについて	
第21号	防災関係の取扱いについて	6～7
第22号	農林業の取扱いについて	7～9
第23号	社会体育の取扱いについて	9～10
協議事項 第20号	白石・福富・有明3町合併協議会の廃止について	12
そ の 他		12～15
	閉 会	15

	(開 会)
副 会 長	<p>皆さん、こんにちは。皆様方、12月の何かとご多用の中を最終の合併協議会を開催いたしましたところ、全員ではございませんけれども、ご参加をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまより、第14回白石・福富・有明3町合併協議会を開催いたします。</p> <p>会長の挨拶の後、引き続き進行をお願い申し上げます。</p> <p>よろしく願い申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。今日は、先ほど話がありましたように、年末で何かとお忙しい中、皆さん方、ご参集いただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>これまで13回開催し、今日が14回目でございます、本日が最終ということになるわけでございますけれども、本日の協議についてもよろしく願いをいたしたいと思っております。</p> <p>また、皆さん方に対してのお礼につきましては、後だってまた申し上げる機会がございますので、その場で申し上げさせていただきます。</p> <p>本日、ご案内いたしておりますのは、調整結果報告事項6件、そして協議事項1件でございますけれども、1つ、追加提案をさせていただくものもございます。それは職務執行者のことございまして、追加提案をさせていただきながら議事を進めてまいる所存でございます。どうか最後まで皆さん方のご協力をよろしくお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速でございますけれども、本日の会議は、協議会委員19名に対しまして、片渕一吉委員と黒岩委員の2名が欠席でございますので17名の出席でございます。協議会規約第10条第1項の会議開催要件を満たしております。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員の指名でございますけれども、議長が指名することになっておりますので、僭越でございますけれども、私の方から指名をさせていただきます。今日は、福富町の久原房義委員と堤熊雄委員の2名に会議録署名委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入ります。</p>

	<p>ここで、先ほどご挨拶で申し上げましたように、議題には入っておりませんが、報告第29号【新町の町長職務執行者について】を追加議題とし、議事に加えさせていただきます。</p> <p>それでは事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、報告第29号【新町の町長職務執行者について】を追加報告という形でさせていただきたいと思います。</p> <p>新町の町長の職務執行者の件でございます。これにつきましては地方自治法施行令第1条の2にこういう定めがあります。新設合併の場合につきましては、すべての合併関係市町村の法人格が消滅することになりまして、合併関係の市町村の長は、合併の日の前日に失職をするということになります。そういうことから、新しい市町村の設置の日から起算して50日以内に選挙を行うということになります。</p> <p>そこで、長が選挙されるまでの間、長の不在を防ぐために合併関係市町村の長であった者の中から、その協議によりまして町長の職務執行者を選出していただくということになります。</p> <p>そういうことから、お手元に報告第29号ということで追加で差し上げておりますけど、本日、12月6日でございますが、3町長の協議がなされました。そのことで新町の職務執行者につきましては、現在の白石町の町長さん、山﨑 昭維様に町長の職務を選挙するまでの間、務めていただくということになりましたので、以上、報告をさせていただきます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま説明がなされましたけれども、このことについて何か質問等ございましたら、どうぞ。</p>
前 田 委 員	<p>有明の前田です。合併協議会もこれで終わるわけでございますが、ここで職務代行の件について、私は、会長の当初の言葉どおり、お互い譲り合って、そして、円満に3町が、子、孫の代まで本当に合併してよかったという姿をつくるためには、会長に100%協力して、この協議会をもっていくという考えの中で協力してきたわけでございます。今、事務局の発表では、白石町の町長ということでございました。それについて何かそこには会長のお考えがあったのかなという考えがしますので、一言でいいですから、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>お答えをさせていただきますけれども、これは3町長で話をさせてい</p>

	<p>ただいて決めたところでございます。今、言われたように、特別の理由があるということではございません。私の方も、これまで会長としてさせていただいた。それから、社会福祉協議会の方も合併協議会の会長をさせていただいておるし、新しくできる社会福祉協議会の方の会長も引き続きさせていただくということになって、後のものを私がすべてしていくというようなこともどうかというふうなこともあります。いろんな人の意見を聞いていく中で、皆さんで分散をしながらそういうふうになっていくのもいいんじゃないかということでもございました。そういうことでもございます。特に、現在の山_白石町長さんにおかれましても、人格、識見、こういうことにつきましても申し分ないというふうに思っておりますし、3町長でお話をさせていただいて山_町長さんをお願いをするということになりましたので、ご了承をいただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ないようでございますので、報告第29号【新町の町長職務執行者について】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、調整結果報告第18号【条例、規則等の取り扱いについて】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>調整結果報告第18号【条例、規則等の取扱いについて】の報告をさせていただきます。</p> <p>合併協議会の中では、調整の内容にありますように、「条例、規則等の取扱いについては、「白石、福富、有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針」に基づき調整する」と。また、具体的調整の方針といたしまして、「合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの（専決処分）」ということで、今回、2-1ページから9ページまで、合併時、1月1日に町長職務執行者が専決処分する条例ということで、全部で155本の条例をここに挙げております。</p> <p>これにつきましては、現在、それぞれ各町で条例、規則なり規程等を設けられておりますが、合併することによりまして、これがすべて失効するわけでございます。</p> <p>そういうことから、条例の制定につきまして、合併時、即時に制定をするもの、これにつきましては、法で定めた必置機関、また施設等で、</p>

	<p>町政執行上、空白期間が許されないものとか、町民の権利、利益の保護、また権利の制限もしくは義務を課すため、これも空白期間を許されないもの。また、既存の公の施設の設置とか財産等の設置、管理に関するもの、また新しい町の組織、またその運営、また職員等の勤務条件に関するもの、こういうものについては空白期間を許されないということで、合併時に条例を制定する必要があります。</p> <p>そういうことから、町長の職務執行者によって法で定められている方法によりまして専決処分をするということになっております。それで公布、施行をするということにいたしております。その数が総数で155件でございます。9ページまで載せておりますけれども、この分を町長職務執行者が専決処分を行うということでございます。</p> <p>以上、ご報告を終わります。</p>
議	<p>長 　　ただいま説明がございましたけれども、この条例、規則等の取扱いについて何か質問、あるいはご意見等がございましたら出していただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 　　なしという声がございます。それでは、調整結果報告第18号【条例、規則等の取扱いについて】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>　　続きまして、調整結果報告第19号と第20号については、一括して報告させていただきます。</p> <p>　　調整結果報告第19号【事務組織及び機構の取扱いについて】、調整結果報告第20号【公共的団体等の取扱いについて】をまとめて議題とさせていただきます。</p> <p>　　事務局から説明をお願いいたします。</p>
局	<p>長 　　まず、調整結果報告第19号【事務組織及び機構の取扱いについて】の報告をさせていただきます。</p> <p>　　ここに合併協議会での確認事項ということで、調整の内容、調整の具体的内容を挙げております。附属機関の整備方針ということで、「各町に設置されている附属機関等は、原則として統合するものとする」という確認事項になっております。附属機関につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、法律または条例の定めるところにより審査、諮問、調査などのために行政が設置する機関でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>11ページにその附属機関を挙げております。左の方にそれぞれの町で現在設置をされております附属機関を挙げておまして、黒のぼかしの部分の真ん中に新しい町の附属機関ということで、白石町、福富町、有明町の3町の附属機関を統合いたしまして、新町ではこういう附属機関を設置するというのでしております。右の方にその設置する時期で、合併時に設置をしなければいけない附属機関、また、合併時以降に設置をする附属機関ということで丸印で区別をしております。</p> <p>備考のところは個人情報保護審査会ということで、これにおきましては新しい町において新たに設置をするということにいたしております。また、まちづくり検討委員会とか男女共同参画推進審議会、また通学区域審議会、これにつきましては合併協議会で合併協議を進める中で、こういう審査会を設けるということにいたしておりますので、それに沿った形で設置をするということにいたしております。</p> <p>報告第19号につきましては、以上でございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。12ページでございます。調整結果報告第20号【公共的団体等の取扱いについて】の説明をいたします。</p> <p>調整内容として、「公共的団体等は、新町の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする」という確認事項になっております。そういうことから各専門部会については、それぞれの町の公共的団体につきまして説明をしながら、合併、統合に向けて推進をなされておる状況でございます。</p> <p>そういうことから、本日、これにつきましては13ページから14ページにかけて資料を提出しておりますが、主な公共的団体についての現在の合併に向けての、統合に向けての取り組みの状況ということで報告をしております。公共的団体によって統合をされているところ、現在協議中のところ、全然着手をしていないこれからのところということでなされております。今後、公共的団体につきましては、引き続き行政の方でそれぞれの団体と話をしながら統合に向けて進めていくということで考えております。</p> <p>以上、簡単ですけど、公共的団体等の現在の状況につきまして報告を終わります。よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいま、調整結果報告第19号、第20号について説明いただきました。質問は、第19号、第20号について一括してお願いいたし、確認は1項目ずつさせていただきます。</p> <p>調整結果報告第19号、第20号の2つについて意見等がございまし</p>
------------	---

<p>議 長</p>	<p>たら出していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長 意見もないようでございますので、調整結果報告第19号【事務組織及び機構の取扱いについて】は、報告済みとさせていただきますよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p> <p>では、調整結果報告第19号【事務組織及び機構の取扱いについて】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、調整結果報告第20号【公共的団体等の取扱いについて】でございますけれども、このことについても報告済みとさせていただくことでよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、調整結果報告第20号【公共的団体等の取扱いについて】も、報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、調整結果報告第21号【防災関係の取扱いについて】を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>局 長</p>	<p>調整結果報告第21号【防災関係の取扱いについて】の説明をいたします。</p> <p>調整の内容にありますように、「1 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する。2 災害対策本部の編制については、合併時に組織編制を行う。」ということになっております。</p> <p>また、調整の具体的内容といたしまして、「1 合併時に防災会議条例を制定する。2 合併時に災害対策本部条例を制定し、組織編制を行う。」ということで確認をなされております。</p> <p>そういうことから調整結果といたしまして、まず、防災会議の条例についてでございます。これにつきましては合併時に福富町の例をもとに制定をするということにいたしております。</p> <p>委員の報酬につきましては、ほかの委員と同様に日額報酬という形で6,000円、同額で定めております。委員数につきましては19人以内とする、任期につきましては2年とすると、こういう内容で福富町の例をもとに防災会議条例を合併時に制定をするということにいたしており</p>

	<p>ます。</p> <p>2点目の「災害対策基本法第23条の規定による本部の組織及び編制は次のとおりとする」ということで、ここに本部の編制ということで16ページにその組織図を添付しております。</p> <p>まず、災害対策本部長につきましては、これは災害対策基本法の第23条の2項の中に「町長をもってあてる」ということになります。また、災害対策副本部長以下につきましては、職員の中から町長が任命をするということになります。そういうことでここにそれぞれ助役さんなり収入役さん、教育長をあてますよということで、こういう体制で本部の編制を行いますということにしております。</p> <p>次に、本部の組織の中に、「本部に本部会議を置く」ということについていたしております。本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長、総括部長及び対策部長をもって組織をするということにいたしております。</p> <p>また、災害対策活動の基本的事項について審議をするということで、この審議すべき事項につきましては、災害対策の基本方針に関すること、また、災害応急対策の推進及び連絡調整に関することということにいたしております。</p> <p>こういう内容の組織体制とか審議の内容とか、こういうものにつきましては合併時において災害対策本部の条例を制定するというにいたしております。</p> <p>16ページに、新しい町の災害対策本部の組織図を、このようになりますということで添付をしております。ご覧いただければと思います。</p> <p>以上です。よろしく願いいたします。</p>
議	<p>長 調整結果報告第21号【防災関係の取扱いについて】の説明をいただきましたけれども、ご意見なり、わからない点がございましたら出していただきたいと思っております。何かございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 なしということでございます。それでは、調整結果報告第21号【防災関係の取扱いについて】は、報告済みとさせていただくことでよろしゅうございますか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 どうもありがとうございました。</p>

局 長	<p>次に、調整結果報告第22号【農林業の取扱いについて】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>調整結果報告第22号【農林業の取扱いについて】でございます。</p> <p>この農林業の取扱いの中で、農業関係事業について調整結果の報告をさせていただきます。</p> <p>調整の具体的内容にありますように、「国営筑後川下流土地改良推進事業の白石平野地区（直送）の受益者負担割合については、白石町の例による」ということで確認を受けております。それと、「県営及び町営土地改良事業の受益者負担割合については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整をする」ということにいたしております。</p> <p>そういうことから、調整結果については、「別紙のとおりとする」ということで、次のページに国営事業と県営事業につきまして調整結果の報告をさせていただきます。</p> <p>まず、国営事業でございますが、国営かんがい排水事業の中で筑後川土地改良事業白石平野地区の直送分でございます。上の2つにつきましては、3町とも負担割合が変わりません。この分が調整をするものでございまして、現在、受益者負担につきましては、白石町が2%、福富町、有明町が4%、徴収をするということになっておりまして、これを白石町の例によるということで2%にするということにいたしております。</p> <p>次に、県営事業でございますが、農地防災事業、農道整備事業につきましては、各町とも同じでありまして、受益者負担につきましてはありません。一番下の農地保全事業でございます。地盤沈下対策事業についてでございますが、この受益者負担につきましては、現在、白石町と福富町につきましては受益者負担はありません。有明町が2%ということで、これにつきましては白石町と福富町同様に受益者負担はゼロということで、全額、町負担ということにいたしております。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>調整結果報告第22号【農林業の取扱いについて】の説明をいただきましたけれども、ご意見、あるいは質問等がございましたら出していただきたいと思っております。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ないようでございますので、調整結果報告第22号【農林業の取扱い</p>

議 長	<p>について】は、報告済みとさせていただくことによろしゅうございますか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、調整結果報告第22号につきましては、報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、調整結果報告第23号【社会体育の取扱いについて】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>調整結果報告第23号【社会体育の取扱いについて】の説明をいたします。</p> <p>調整の内容にありますように、「1 各種スポーツ行事につきましては、社会教育関係団体と協議し、新町において調整する。2 体育指導員については、新町において新たに委嘱する」ということになっております。</p> <p>また、調整の具体的内容といたしまして、「新町の体育指導委員会においては、種目別に専門部を設置する」ということになっております。</p> <p>今回、調整の結果といたしまして、まず、各種のスポーツ行事でございます。それぞれ年度当初にスポーツ行事の計画を立てられまして、現在、それぞれ各町でスポーツ行事をなされております。これらの行事につきましては、合併をいたしましても、それぞれ各町が決定している行事につきましては今年度いっぱい、つまり来年の3月までは行うということになっております。</p> <p>また、20ページを見ていただきまして、新町における生涯スポーツ事業についてでございます。</p> <p>まず、体育祭でございますが、新しい町でどういうふうになるのかということでございます。新しい町においては、新白石町での運動会という形ではなくて、現在行っているように、各地区ごとの体育祭を実施をするということに確認されております。実行委員会をそれぞれ設けながら運営をするということとしております。そういうことから新町での一体的な体育祭は行わないということで、各地区ごとに行うということにいたしております。</p> <p>次に、スポーツ大会等でございます。現況という形で、それぞれ各町のスポーツ大会をここに載せております。合併後につきましては、それぞれの白石公民館とか福富公民館、有明公民館で各地区ごとにこういう</p>

	<p>大会をやっていくということにいたしております。また、体協が主催する行事につきましても、地区ごとに行うということにいたしております。</p> <p>また、これに加えて新町においても一体的に実施をする大会ということで、グラウンドゴルフ大会とか、こういうものは新町で一体的に大会を行うということにいたしております。</p> <p>次に、前の方に戻りまして19ページでございますが、体育指導員についてでございます。体育指導員につきましては、現在の各町の状況を考慮し、合併後の人口に合わせた定数で新町において新たに委嘱をしますということにいたしております。そういうことで現在、3町で38名の体育指導員がおられます。これを28名にするということでございます。この28名の根拠につきましては、県のスポーツ振興審議会の答申による人口1,000人当たり1名ということで、これに沿った形で合計28名にするということにいたしております。また、各町からの選出につきましては、人口に合わせた形で選出をするという形で、人口比例によって選出をするということで、現在の白石町の方から12名、福富町から7名、有明町から9名ということで選出をすることにいたしております。</p> <p>次に、体育指導委員会についてでございます。合併することによりまして体育指導員も3町より選出をされるということになりますので、体育指導委員会の規模も大きくなるため、住民のスポーツを通し、健康増進、体力向上など、さまざまな角度から充実した委員会運営を図るため、専門部を設置するというのでいたしております。専門部会につきましては、総務部会、研修部会、事業部会、こういうものを設けながら委員会の運営を行っていくということにいたしております。</p> <p>以上、調整結果報告第23号につきまして説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>調整結果報告第23号【社会体育の取扱いについて】の説明をいただきましたけれども、ご意見、あるいは質問等がございましたら出していただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでございますので、調整結果報告第23号【社会体育の取扱いについて】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>ここでちょっと事務局の方から説明いたさせますので。</p>

<p>次</p> <p>長</p>	<p>10月にガイドブックを各戸に配付をいたしました。それで、12月にもう1回配付をいたしますということでご説明をしておりましたので、本来でありますと、本日、この合併協議会に提出をさせていただくということで事務局では準備をまいりました。しかしながら、12月に発行する分が100ページ近いかなり膨大なガイドブックという形になっておまして、現在、最終校正をやっている段階で、本日、合併協議会にお出しすることができない状況になりましたので、その点、おわび申し上げたいと思っております。</p> <p>この12月に発行するガイドブックにつきましては、今月下旬には10月のガイドブックと同じように各戸に配付いたしますということで準備をしておりますので、そういうことでご了解をいただきたいと思ます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議</p> <p>長</p>	<p>今、ガイドブックのことについて話がありましたけれども、このことについてご要望等があれば、ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議</p> <p>長</p>	<p>なしということでございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>これも一つは報告事項の中ではあろうと思ますけれども、実は、医療費の問題でどういうふうにしようかということで、特に乳幼児医療、あるいは就学前の医療費助成をどうしていくかということで、3町で昨年担当課長さん方のレベル、あるいは助役さん方でもいろいろ議論いただいたということを聞いておりますけれども、最終的に3町の町長でもって、先般、協議をさせていただきました。その中では、現在、白石町が行われておりますように、白石町に合わせる形になりますけれども、全疾患について無料で対応していくことに決定をさせていただいておりますので、そのことについてはご承知おきいただきたいというふうに思ます。このことについてご意見がございましたら。これは報告事項というよりも、事務的な形で処理をするということにしておりましたけれども、ちょっとこれは懸案といいますか、いろいろ長引いておりますので、どうなっているのだろうかと思われている方もいらっしゃると思ますので、ご報告をさせていただいております。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議	<p>長</p> <p>それでは、調整結果報告事項については終了させていただいて、ここで10分ほど暫時休憩をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p>
議	<p>長</p> <p>休憩前に引き続きまして、協議を再開いたします。</p> <p>2番目の協議事項でございますけれども、協議第20号【白石・福富・有明3町合併協議会の廃止について】を議題といたします。</p> <p>これにつきましては、僭越でございますけれども、私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>ご存じのとおり、平成17年1月1日の新町発足に伴い、当協議会は平成16年12月31日をもって廃止となります。</p> <p>そこで、文面のとおり、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成16年12月31日限りで白石・福富・有明3町合併協議会を廃止するものとする」ということで提案をさせていただきます。</p> <p>このことにつきましては、後、ここで皆さん方のご了承をいただいて、それぞれの町で議会等にも提案をさせていただくこととなります。このことについて皆さん方のご意見を賜りたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長</p> <p>異議がないということでございます。本日が最終の会議になるわけですが、12月31日まではどうするかという問題がございますけれども、このことにつきましてはそれぞれ協議会が廃止をされた後の決算の問題、あるいはその他の事務的な問題がございますけれども、この協議会の会長の私なり、あるいは協議会事務局の方に一任をさせていただくということを含めて皆さん方のご了承をいただきたいものでございますけれども、このことを含めて何かございましたら。</p> <p style="text-align: center;">〔「一任します」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長</p> <p>どうもありがとうございました。一任をするということでございますので、そのように取扱わせていただいてよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

局 長	<p>それでは、委員の皆様方、本日、提案いたしました議題のすべてが終了いたしました。合併協議会設立以来、本日が最後の合併協議会ということで、皆様、本当にありがとうございました。</p> <p>そういうことで、ただいまから会長と副会長より委員の皆様方にお礼の言葉を申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、一言、合併協議会長という立場でもって皆様方にお礼を申し上げます。</p> <p>先ほどから申し上げておりますように、本日が最終の第14回の合併協議会となりましたけれども、合併まであとわずか25日でございます。</p> <p>振り返ってみますと、平成14年4月に6町で合併をやろうじゃないかということで任意の協議会なり、あるいは7月には法定合併協議会を設置して話を進めてまいりましたけれども、昨年9月末には6町合併協議会を解散せざるを得ない状況に至ったわけでございます。その後、直ちに3町でもってこのまま話を続けていこうということで10月から話を進めさせていただいて、そして11月1日には合併協議会を立ち上げさせていただくことになったわけでございます。そして、年が明けまして2月までにほぼ協議会の話が終わりまして、そして3月6日には3町が合併協定書に調印をすることができ、さらには、3月15日にはそれぞれの町議会でもって関連議案について可決をいただいた状況でございます。その後、3月25日に知事に廃置分合の申請の提出なり、あるいは知事からの廃置分合の決定、あるいは7月22日には総務大臣の官報掲載ということで、最終的には17年1月1日に合併をするということに決まったわけでございます。</p> <p>この3町についてももう一度振り返ってみますと、県下の中でどういう状況にあるのかなということで見てみますと、人口、あるいは世帯、面積、すべて7番目です。7市の中で多久市を一つのけて、その7市の中に割り込んだような状況でございます。人口は国勢調査で2万8,393人、世帯数で7,382ということでございます。面積が99.5平方キロメートル、100平方キロメートルをちょっと切るというようなことで、先ほど申し上げましたように、県下では7番目、町村では1番でございます。そういう状況でございます。</p> <p>皆様方には、6町合併協議会からこれまで大変ご苦勞をいただいたところでございます。振り返ってみますと、いろんな問題もございました。しかし、そういうことは必ずしもみんながすんなりいったとは申し上げ</p>

副 会 長	<p>られませんけれども、私は、ほかの地区から見ればすんなりいったものというふうには言えると思っております。特に、サービス面なり、あるいは仕事面、こういうことを重点的に考えながらすべきこともあったというふうに思いますけれども、これは3町が一緒になるということで、やはりそれぞれの意見を聞きながら、妥協とまで言えるかどうかわかりませんが、そういう形で処理をさせていただいた分も多々ございました。</p> <p>しかし、いずれにいたしましても、3町は大きな隔たりと申しますか、特に社会、あるいは生活面、それから文化、自然的なもの、産業、こういうものを含めてですけれども、特に隔たり、大きな差がないということから、話がしやすかったということもございます。特に、そうは申し上げながらも、皆様方の熱意と協力、これが一番大きかったということで皆様方にお礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>これから閉庁なり、町を閉じる、あるいは事務所を閉じるということになり、それぞれ3町は新しい町に継承をしていくということになるわけでございます。私どもも最終のチェックを事務局と一緒にしながら問題が生じないように、そして、立派な移行ができるようなことで努めていきたいと思っております。</p> <p>また、委員の皆さん方と一緒にしながら、それぞれの町民の皆さんに私どもがこれまで説明をしてまいりました合併の必要性なり、あるいは合併による行政サービスの向上、こういうことについてもこれから十分努めていきながら、やっぱり合併してよかったと言えるような、そういう夢のあるまちにしていくということが一つの大きな課題だろうというふうに思っております。どうかひとつ委員皆さん方におかれましても、ぜひ、今後ともこういう面で、それぞれの活躍の中でひとつまちづくりについてもご活躍いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。</p> <p>終わりにになりましたけれども、皆様方のご協力、そしてご支援に対し厚くお礼を申し上げますとともに、皆さん方のご健勝、ご多幸を心から祈念申し上げます、私のお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)</p> <p>それでは、私の方からもお礼を申し上げます。</p> <p>さっき会長さんから申されましたように、杵島6町で合併をやろうというふうなことでやっておりましたけれども、破綻をいたしまして、そして3町で今度は思い立ってやりましょうというふうにして、委員の皆様</p>
-------	---

	<p>様方は、この合意に向けて一生懸命、誠心誠意、町民の声を聞きながら、そしてこの会に持ち込んで今日に至ったわけであります。今日が最後の合併協議会でありまして、あと25日で合併することになりました。委員の皆様方には、その間、非常にお骨折りをいただき、また、協力をいただき、皆様方のおかげで立派に合併をすることができるのも、本当に皆様方の熱意あるご指導とご協力、そしてご理解の賜物だと深く感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>合併しましてからも、いろんな問題もあろうかと思えます。しかしながら、皆様方のこれまでのご協力、ご指導、ご支援によりまして立派に新しいまちづくりに貢献ができますように、今後とも皆様方のご協力、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、甚だ措辞でございますけれども、今回の合併に向けての、私も副会長の役を仰せつかりましたけれども、本当に皆様方のご苦勞に対して深く感謝を申し上げ、お礼の言葉といたします。どうもご苦勞さまでございました。(拍手)</p>
局 長	<p>会長、副会長、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第14回白石・福富・有明3町合併協議会を終了させていただきます。</p> <p>皆様方、本当にありがとうございました。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">〔 拍 手 〕</p> <p style="text-align: center;">(閉 会)</p>